

## 滋賀県弓道連盟規約

(名称)

第1条 この会は、滋賀県弓道連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、弓道を普及振興して体位の向上、徳操の育成に資するとともに、会員相互の親睦を図り、社会文化の進展に寄与することを目的とする。

(会員および支部)

第3条 本連盟は、滋賀県内に居住し、在学し、または職場を有する弓道愛好者のうち他の都道府県弓道連盟に登録していないものを以て会員とする。

- 2 本連盟は、業務の円滑な遂行と会員把握のために市町を単位として支部をおく。ただし2以上の市町を併せて支部をおくことができる。

(事務局および事務所)

第4条 本連盟に事務局を設置するものとし、その事務所は会長の指定する場所におく。

(事業)

第5条 本連盟は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 弓道競技会、研究会および講習会の開催
- 2 全日本弓道連盟の認許する段位の地方審査の実施ならびに称号、段位の推薦
- 3 学校弓道の育成ならびに弓道の普及振興を図るための事業
- 4 会員の親睦融和を図るための事業
- 5 全日本弓道連盟ならびに同連盟加盟団体の行う事業に参加すること
- 6 その他本連盟の目的達成のための事業

(役員)

第6条 本連盟に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 10名以内
- 3 理事長 1名
- 4 副理事長 3名以内
- 5 事務局長 1名
- 6 常務理事 若干名
- 7 理事 若干名
- 8 監事 2名

- 2 監事は、他の役員を兼ねてはならない。

(役員の仕事権限)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本連盟を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、あらかじめ会長が指定する代行順位に基づき、これを代行する。
- 3 副会長は、次条第1項の各本部（各本部長）を担当し、これを統括する。
- 4 理事長は、理事会の決議に基づき、会長の指揮を受けて、本連盟の業務を掌握する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があったときは、これを代行する。
- 6 事務局長は、第4条の事務局を総括し、本連盟の事務を処理する。
- 7 常務理事は、次条第1項の各本部および専門部の業務を分掌し、処理する。
- 8 理事は、本連盟の業務を執行する。
- 9 監事は、本連盟の業務を監査する。

第7条の2 本連盟の業務は、次の各本部および専門部に分ち処理するものとする。

- ア 管理本部
- イ 指導強化本部
- ウ 事業本部
- エ 審査本部
- オ 高校専門部

- 2 前項の各本部および専門部の業務の詳細は、会長が常務理事会に諮って定める。

(役員を選出)

第8条 役員を選出は総会において行う。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2カ年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後であっても後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

(名誉会長)

- 第10条 本連盟は、弓道功労者および学識経験者の中から理事会の同意を経て名誉会長を委嘱することができる。
- 2 名誉会長は、本連盟の業務の全般にわたり、随時意見を述べることができる。

(顧問および参与)

- 第11条 本連盟は、弓道功労者および学識経験者の中から理事会の同意を経て顧問および参与を委嘱することができる。
- 2 顧問および参与は、会長の諮問機関として、理事会に出席して意見を述べることができる。

(運営部員)

- 第12条 本連盟は、その事業の円滑な運営を図るため、運営部員を置くことができる。
- 2 運営部員は、第7条の2 第1項の分掌業務の執行を補佐するものとし、その委嘱は各担当常務理事が行う。

(総会)

- 第13条 総会は、本連盟の最高会議とし、次の事項はこれの議を経なければならない。
- 1 第6条第1項の役員の選出
  - 2 事業計画および予算の決定
  - 3 決算の承認
  - 4 規約の変更
  - 5 その他会員の総意の判定を経なければならない事項
- 2 定時総会は、毎年1回開くものとする。
  - 3 会長は、前項のほか、必要が生じた場合、臨時に総会を招集することができる。

(理事会)

- 第14条 理事会は、第6条第1項第1号から第7号までの役員で構成する。
- 2 理事会は、次の事項を審議するものとする。
    - 1 表彰に関する事項
    - 2 事業計画および予算案の作成に関する基本事項
    - 3 その他、本連盟の業務執行に関する重要な事項
  - 3 監事は、理事会に出席して意見を述べるすることができる。
  - 4 理事会は、必要に応じ、運営部員その他の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(常務理事会)

- 第15条 常務理事会は、第6条第1項第1号から第6号および第8号の役員で構成し、本連盟の業務の執行について必要な事項の決定を行う。
- 2 常務理事会は、必要に応じ、理事、運営部員その他の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の招集および決議)

- 第16条 会議の招集は、会長が必要のつで行う。
- 2 決議は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
  - 3 会議が招集できない場合は、文書でもってこれに替えることができる。

(経理)

- 第17条 本連盟の経費は次の収入をもって充てる。
- 1 会費
  - 2 登録料
  - 3 補助金
  - 4 事業収入
  - 5 寄付金
  - 6 その他の収入

(会費)

- 第18条 本連盟の加盟会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(特別委員会)

- 第19条 本連盟は、事業運営上必要があるときは総会の議決を経て特別委員会を設けることができる。
- 2 特別委員会の運営等については、理事会に諮り、別に定める。

(事業年度)

第20条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

(補則)

第21条 本連盟は、公益財団法人全日本弓道連盟に加盟するものとする。

2 前項の規定に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(細則)

第22条 この規約の施行について必要な細則は、会長が理事会に諮って定める。

付則

この規約は、昭和48年4月1日から施行する。

昭和50年	4月	1日	一部改正
昭和52年	4月	1日	一部改正
昭和54年	12月	9日	一部改正
昭和56年	12月	6日	一部改正
昭和57年	12月	5日	一部改正
昭和58年	12月	11日	一部改正
昭和61年	12月	14日	一部改正
昭和63年	12月	11日	一部改正
平成元年	12月	10日	一部改正
平成5年	12月	12日	一部改正
平成7年	12月	17日	一部改正
平成13年	3月	18日	一部改正
平成25年	3月	24日	一部改正
平成26年	3月	23日	一部改正
平成29年	3月	20日	一部改正
令和3年	3月	21日	一部改正

事務所の所在

〒524-0032 守山市岡町210番地 野玉 隆文 方